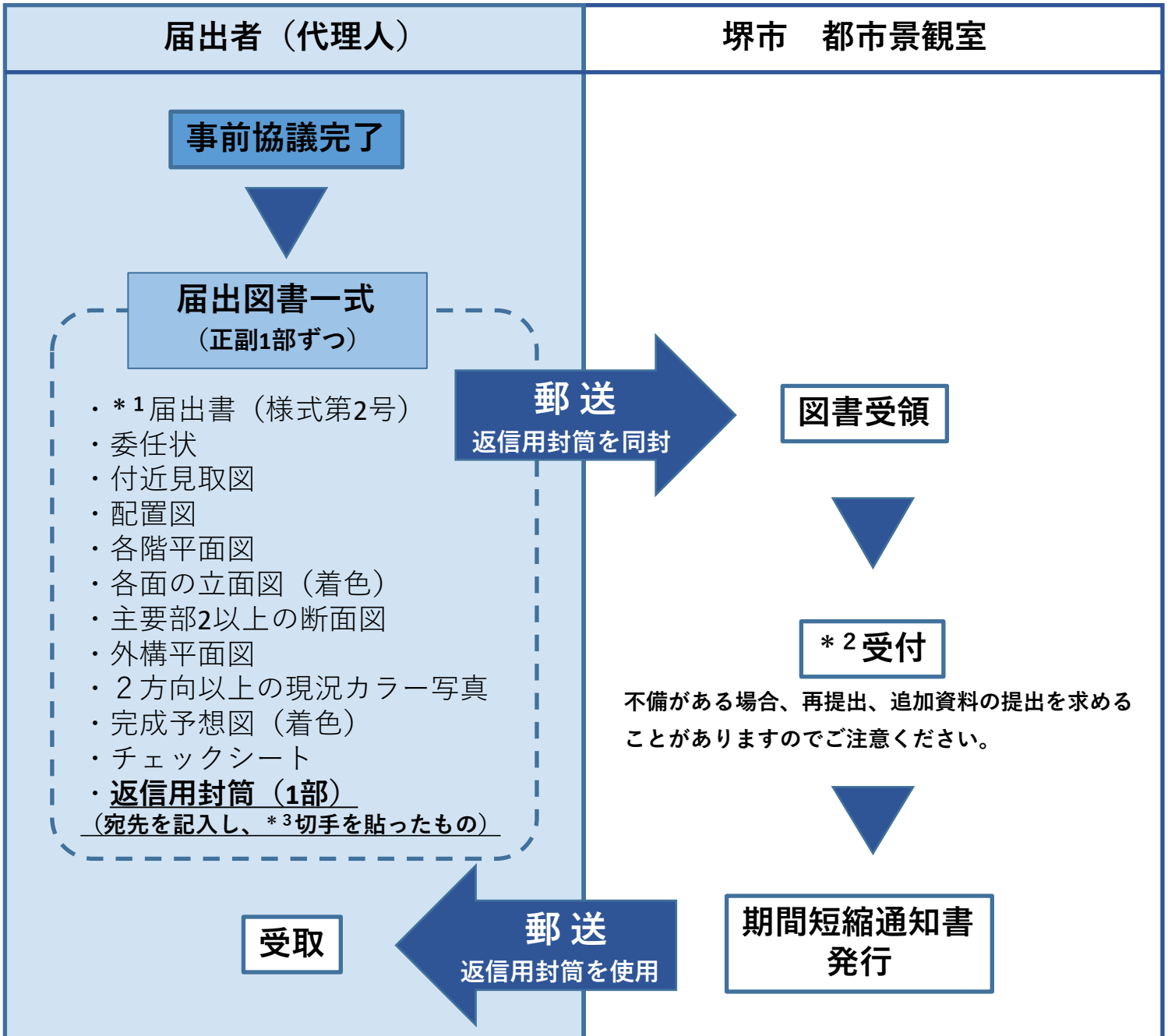


# 大規模建築物等の届出に係る郵送対応について

堺市建築都市局都市計画部都市景観室

景観法に基づく**大規模建築物等の届出**について、郵送での対応を実施します。  
なお、堺市景観条例に基づく大規模建築物等の**事前協議**については従前（窓口対応）と変更ありません。

## 郵送による大規模建築物等の届出のながれ



建築確認申請

行為の着手

- \* 1 届出者が民間事業者の場合に限ります。事業者が官公庁の場合は、通知書（建工-官-2）を用いてください。
- \* 2 事前協議が未完了の場合や届出図書等に不備がある場合は、受付できません。
- \* 3 書留等配達記録にかかる費用分の切手を貼付けてください。（副本も返却します）